

00369

鳥取縣公報

昭和十六年十月二十一日

第千二百七十七號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

條例

◆鳥取縣條例第六號

昭和七年七月鳥取縣條例第十二號有給縣吏員ノ旅費額及支給方法條例中左ノ通改正シ昭和十六年九月五日以降ノ旅行ヨリ之ヲ適用ス
昭和十六年十月二十一日

第八條中「臨時水災復興事務局派出所」ノ次ニ「耕地課出張所」ヲ加フ
第三號表中「臨時水災復興事務局派出所」ノ次ニ「耕地課出張所」ヲ加フ

訓令

◆鳥取縣訓令甲第二十五號

總務部長
學務部長
經濟部長
警察部長
火曜日

鳥取縣知事 八三郎

昭和七年七月鳥取縣訓令第十四號縣費支辨旅費中左ノ通改正シ昭和十六年九月五日以降ノ旅行ヨリ之ヲ適用ス

昭和十六年十月二十一日

知事官房主事
各席長

第六條中「臨時水災復興事務局派出所」ノ次ニ「耕地課出張所」ヲ加フ
別表第四號表中「臨時水災復興事務局派出所」ノ次ニ「耕地課出張所」ヲ加フ

10
4
6

鳥取縣知事 八 田 三 郎

告示

◆鳥取縣告示第八百三十三號

昭和十五年十一月一日付鳥取縣告示第八百二十六號ニ依ル縣内生産ノ穀ノ販賣先ヲ左ノ通改正ス

昭和十六年十月二十一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

「鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會」「鳥取縣飼料卸商業組合」トアルヲ「鳥取市東品治町五八ノ一鳥取縣產穀配給協會」ニ改ム

◆鳥取縣告示第八百三十四號

明治三十九年四月勅令第九十五號ニ依リ神饌幣帛料ヲ共進スペキ神社ヲ左ノ通指定ス

昭和十六年十月二十一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

00371

◆鳥取縣告示第八百三十五號

明治四十一年七月内務省令第十二號會計ニ關スル規定ヲ適用スペキ神社ヲ左ノ通指定ス

昭和十六年十月二十一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

社格	所在地名	神社名
村社	岩美郡浦富町	荒砂神社

◆鳥取縣告示第八百三十六號

國民體力法第九條ニ基キ國民體力管理醫ヲ解任並屬託シタル者左ノ如シ

昭和十六年十月二十一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

國民體力管理醫解囑	醫師	中村悠藏
國民體力管理醫囑託	醫師	西島義一

彙

本縣穀物検査規則の改正

等級・銘柄・正味量に就て

(農務課)

政府では米穀管理制度の實施等食糧政策遂行上、今回現行の米穀検査等級並に銘柄を整理し、本年産米よりこれが實施をなすことに決定せられたので、本縣に於ても現行穀物検査規則の一部を改正して本年度産米より適用することとし、その以前に生産したもののが検査については舊規則によつてこれが検査を施行することとなつた。改正せられた主なる點を述べると次の通りである。

即ち等級及び銘柄整理では、玄米は從來一等、二等、三等及び等外等及び等外の五階級であったのが今回一等、二等、三等及び等外の四階級と改正せられ、即ち從來の一等、二等が一等に、三等が二等に、四等が三等になり、等外は其の儘となる。

次に品種銘柄の整理については、從來旭、大山、銀坊主、強力普通種に區別して品種検査を行つてゐたのであるが、今回の銘柄整理によつて品種區分はしないことになつたのである。依つて各

位は政府の方針に従ひ、増收本位の品種を栽培して食糧増産の確保を期せられたい。

精米は從來一等、二等、三等及び等外の四階級に區分してゐたのであるが、今回これを合格、格外の二階級に區分せられ、從來の一等、二等、三等が合格となり、等外が格外となるわけである。

最後に一包裝の正味量についていふと、從來玄米は容量制で検査をしてゐたのであるが、今回容量と重量の併用制に改めて正味六〇匁(十六貫)又は四斗で検査することになったのである。又精米は從來容量制によつて検査してゐたのを今回重量制に改めて正味六〇匁(十六貫)によつて検査することとなつたのである。

麥增産ご縣獎勵品種

作付面積増加・播種期適正

適品種を選んで増産に邁進

(農務課)

十月も中旬には山間部の多雪地帶では麥蒔の最盛期、下旬には

もう播種終らねばならないし、平坦部でも十月上旬を最盛期とし、中旬には大部分終了する必要がある。播種の時期を遅くすることは麥の發育を害するばかりでなく、明年水稻の挿秧期を遅らせて稻作に及ぼす影響も夥しいから、適期を誤らないことは最も大切とせねばならぬ。

時局の進展と共に食糧の増産はいよいよ喫緊の問題となり、特に本年の稻作全國豫想が各種の關係から平年作或はそれ以下と推定され、特に本縣の如きは不良の豫想が爲されてゐる状態であるから、農家は肥料と労力の不足といふ惡條件の下にあるとはいへ萬難を排して國家の爲に麥の増産に懸命の努力を致さねばならぬのであつて、水田裏作はもとよりその他の休閑地・桑園・甘藷等能ふだけこれを利用して作付面積の擴張に努め、その栽培方法についても細心の研究と充分なる注意努力の下に麥増産に奮闘しなければならないのである。

先づ増産を爲さうとするに當つて第一に考ふべきことは品種をよく研究して各その土地に適應したものを見出することである。縣の獎勵品種は多年に亘つて試験栽培の結果本縣に最も適する優良種と認められてゐるものであるから、各位はよくその地域別に應じて品種の特性を考へ、各地の實際に即した最良の種類を選定して栽培せられたい。左に各地域別に概要を記して参考に資する

こととする。

◆雪害の多い地方

因幡山間部や奥日野地方は積雪量七〇釐以上、寢雪日數五〇日以上に及び、標高二〇〇米以上に達するのであるが、これらの地方では水田裏作の麥は十月月中旬から下旬迄に播種し、畑の大小豆裏作地では十月上旬から播種を始める。従つてこの地方では品種は極早生で耐雪性の強いことが第一要件である。水稻植付六月上旬とすれば大麥以外に適當なものはなく、大麥では瑞穂二號がよい小麥では先づ農林二五號が耐雪性も強いから適品種とすべきであらう。稈麥は雪害にかゝることが多く適種がない。

◆雪害の少ない地方

因幡中間部、伯耆中間部、並に黒ボク地帶の一部で積雪量三十一一〇〇釐、寢雪日數四〇—五〇日、標高一〇〇—二〇〇米の地域である。播種は十月下旬から十一月上旬であつて、十一月上旬が最盛期であるが、この地域には晚熟の小麥農林四號以外殆ど栽培可能であつて殊に稈麥が多く栽培される。但し稈麥コブンカタギ一號は増産性であるが、耐雪性が弱い缺點があるので注意を要する。小麥では農林二五號が最も適當であるが、熟期からいへば伊賀筑後程度のもの若くはそれ以上の早熟のものが望ましい。

◆雪害の少ない地方

本年第五回專檢施行！

今土管によるエンシレーチ製造の方法について記すと、土管構築の場所は冬期に於ける地下水水面が地表より四尺以上の土地を選ぶ、且つ管口に近づく二三尺大切である。

び、且つ畜舎に近くすることが大切である。

各重の事務二二〇中等教育之卒業二二一女子、皆二封（試験）

土窖の構造は上幅四尺底幅三尺五寸、深さ四尺、長さは任意とし、土窖の内壁は板圍ひ又は蜀黍籠その他の藁稈類を立て、土砂の崩壊を防ぎ、底部には藁稈類を敷き詰めて置く。癡案の扱取りは晴天の日を選んで行ひ、踏み込みの要領はサイロの場合と同様

ては施行される

腐敗することがあるから充分踏み込んで、特にサイロの場合には一時に多量を詰込まないで數回に分けて踏み込み、重石を充分にせねばならない。尙踏込んだ桑葉の上部一尺位は雑草を踏込み、上には古筵を覆ひ、次に竹簀を敷いて又上に古筵を覆ひその上に掘出した土を以て中高に處置埋藏して周圍に排水溝を作つて置く

意せねばならぬ。

のである。被覆は豪華類を以てするか、又は簡単な豪華屋根を作
る。尚抜取つた桑葉を搔き集める際には土砂を混入しないよう注

埋藏期間は約五十日間を要するが、出来上ったサイレーデを取り出すに當つてはその都度適量づゝを取出して其のあとは叮嚀に古庭で被つて置かねばならない。

驗することの出来なかつた者に對しては、其の受験願書を充用し
てこの試験を受験せしめることになつてゐるから、所定書類を十
一月十日までに文部省普通學務局中等教育課に提出されたい。詳
細については文部省告示第八百五號(十月十五日官報)參照のこと。
と。

昭和十六年十月廿一日印刷
昭和十六年十月廿一日發行

馬耶縣馬耶市東門
印發行者馬耶取
刷所鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取刑務所支所